平成24年度社会復帰促進等事業における新規事業等

- 1 安全から元気を起こす戦略の推進経費(組替新規)
- 2 都道府県労働局安全衛生労使専門家会議 (No. 32 安全衛生啓発指導等経費の一部新規)
- 3 日中安全衛生プラットホーム事業 (No. 33 安全衛生分野における国際化 への的確な対応のための経費の一部新規)
- 4 東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (No. 34 職業 病予防対策の推進の一部新規)
- 5 石綿による健康障害防止対策の推進 (No. 35 じん肺等対策事業の一部新規及び No. 43 石綿障害防止総合相談員等設置経費の拡充)
- 6 作業環境管理等対策事業 (No. 35 じん肺等対策事業の一部新規)
- 7 地域産業保健事業 (No. 36 地域産業保健事業の一部新規)
- 8 外部専門機関選任事業 (No. 38 外部専門機関の整備・育成等事業の一部 新規)
- 9 職場における受動喫煙防止対策事業 (No. 39 職場における受動喫煙対策 事業の拡充及び一部新規)
- 10 化学物質管理の支援体制の整備 (No. 41 化学物質管理の支援体制の整備 の一部新規)
- 1 1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進(No. 46 メンタルヘルス対策等事業の一部新規)
- 12 職場のいじめ・嫌がらせ問題防止・解決に向けた環境整備事業(No. 50 働きやすい職場環境形成事業の一部新規)

- 13 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 (No. 51 建設業等における労働災害防止対策費の一部新規)
- 1 4 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進 (No. 52 交通労働災 害防止対策の推進事業の一部新規)
- 15 林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業 (No. 55 林 業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業の一部新規)
- 16 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備(No.61 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等)
- 17 医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組(No.81 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進の一部新規)
- 18 セクシュアルハラスメント対策指導員の拡充 (新規)
- 19 短時間労働者均等・均衡待遇推進事業 (No. 73 短時間労働者健康管理啓 発指導経費の一部新規)
- 2 O 母性健康管理推進支援事業 (No. 63 女性労働者健康管理等対策費の一部 新規)

		NO.	1
事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費 (事業番号30 危険性・有害性等の調査等普及促進 事業及び事業番号31災害事例の労働災害防止活動 への活用促進等事業のうち一部経費の組替新規)	243, 759(÷	千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課業務係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第	第1項第3号	-)
実施主体	民間業者等		
	政治主導のもと、平成23年4月にとりまとめられたこの「安全から元略」を具体化し、【戦略1】安全活動に意欲のある企業が評価されるに略2】企業の安全活動の活性化、【戦略3】人材が活き活きと活躍できま行することにより、現場の安全力の維持・向上を図っていく。	±組みづくり きる職場づく	、【戦 りを
事業概要	【戦略1関係】「あんぜんプロジェクト」を立ち上げ、ホームページ上でバーの安全対策の取組を紹介する等、安全活動に熱心に取り組んで民や取引先に注視されるための運動を展開する。 【戦略2関係】中小企業におけるリスクアセスメントの実施や労働安ントシステムの普及を支援するための研修会等を開催する。 【戦略3関係】企業における産業安全の中核を担う人材の育成、評価の形成といった取組の好事例集やポイントを作成する。全国の職長のアップを図るとともに、若年労働者の安全衛生教育の推進を図るため	ごいる企業が 全衛生マネ 、キャリアバ の自身のレ	が国 ジメ ペス ベル
事業の必要 性	「安全から元気を起こす戦略」を具体化し実行していくことで、社会 ある、景気や厳しい企業競争のしわ寄せが企業あるいはその取引先軽視につながって労働災害を誘発するという事態を防止するとともにの維持・向上を図っていく必要がある。	における安	全の
社会復帰促 進等事業で 実施する必	事業者による自主的な安全活動を促進する支援を実施することに、全の確保を通じて労働災害防止に資することから、労働者災害補償第1項第3号※に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施である。	保険法第2	9条
要性	※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関するが 運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施 金の支払の確保を図るために必要な事業		-
平成24年度 重点施策と の関係	5(3)①「安全から元気を起こす戦略」の推進		
期待される 施策効果	 事業者による自主的な安全活動を促進することによる労働災害の減 	少	
その他特記 事項	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において2020年までの 災害3割削減」が掲げられている。	目標として「	労働

		NO. 2
事業名	都道府県労働局安全衛生労使専門家会議 (事業番号32 安全衛生啓発指導等経費の一部新 規) 平成24年度 概算要求額	1
担当係	労働基準局安全衛生部計画課企画係	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第	[1項第3号]
実施主体	都道府県労働局	
事業概要	安全衛生に知見のある専門家で構成する会議を設置し、それぞれ 働災害防止対策・健康確保対策の進め方について意見聴取し、今行 映させる。	
事業の必要 性	労働災害は、安全衛生行政及び事業者による自主的な安全衛生もあり、労働災害が多発していた昭和30年代後半と比較して、死亡0人から約1,000人に、死傷災害についても約40万人から約117少している。しかし近年はその減少率が鈍化し、これまでと同様の手法で安全していくだけでは、昨年6月に閣議決定された「新成長戦略」の改革020年までに労働災害を3割削減」する目標の達成が困難になるこれまで以上に効果的かつ効率的な安全衛生対策の展開が必要とな	者数が約6,00 万人に大幅に減 衛生対策を展開 工程表にある「2 とも予想され、こ
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	各労働局が展開する労働安全衛生対策を、現場の実態を熟知した知見を活用しながら推進していくことで、地域の状況を踏まえた労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険第3号(※)に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施すること※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施賃金の支払の確保を図るために必要な事業	が実防止、労働 法第29条第1項 が必要である。 施設の設置及び
平成24年度 重点施策と の関係	_	
期待される 施策効果	それぞれの地域の現場実態に対応した労働災害防止対策が策定 つ効率的な労働安全衛生行政の展開が可能になることにより、労働 労働者の安全と衛生の確保に寄与する。	
その他特記 事項	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において2020年までの 災害3割削減」が掲げられている。	目標として「労働

		NO. 3
事業名	日中安全衛生プラットホーム事業 (事業番号33 安全衛生分野における国際化への的 確な対応のための経費の一部新規) 平成24年度 概算要求額	6, 402(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課国際室	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第	1項第3号)
実施主体	厚生労働省、民間業者等	
事業概要	(1)年1回、日中間で局長級をトップとする政策対話を実施する。政策は、双方の安全衛生政策に関する情報・意見交換、日中間で生じてての協議等を行う。 (2)(1)に併せて、専門家も交えて安全衛生をテーマとするシンポジる。その中で、中国の政策立案に役立つ知識・ノウハウについても紹	いる事案につい ウムを開催す
事業の必要 性	中国は、日本最大の貿易相手国で、進出企業数も世界第一位であ 生水準は低く、規制・監督体制も不十分なため、我が国では使用等が る有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で発見さ が発生し、我が国の安全衛生にも影響を及ぼしている。このような事 ため、定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行う場を設け、利 識を直接伝達し、適切な対応を講じるよう要請する必要がある。 同時に、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題につい 改善を含む中長期的な視点から意見交換を行う必要がある。	が禁止されていれるという事案 案を防止する 対が国の問題意
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	本事業により、政府間協議という政策的な手法に加え、専門家も参 ウムを通じて政策を実現するための専門的知見・ノウハウを共有する 安全衛生施策の改善や水準の引き上げを図り、もって我が国では使 れている有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で う事案が発生し、我が国の安全衛生に悪影響を及ぼしている状況の ることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適う め、社会復帰促進等事業で実施することが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関するが 運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施 賃金の支払の確保を図るために必要な事業	ることで、中国の 注用等が禁止さ 発見されるとい 改善が図られ 事業であるた を設の設置及び
平成24年度 重点施策と の関係	_	
期待される 施策効果	中国からの輸入品に係る労働災害の発生が予防される。	
その他特記 事項	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において2020年までの 災害3割削減」が掲げられている。	目標として「労働

		NO. 4
事業名	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康 管理対策 (事業番号34 職業病予防対策の推進の一部新規) 収算要求額	621, 404(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課業務第一係、物理班	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29	条第1項第3号)
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、民間業者等	
事業概要	東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部事務所を設置し、 作業届について、緊急作業従事者に係る被ばく防護措置等の内容が 認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業 の健康に不安を感じる労働者に対し健康相談、健康診断等を実施す	が適切であるか確 業従事者で心身
事業の必要 性	緊急作業従事者はこれまで例のない高濃度被ばくの危険にさらされ 健康への不安が高まっていることから、データベースによって被ばく組 結果等の情報を管理し、緊急作業従事者の長期的な健康管理を実 第一原発での作業において適切な防護措置の状況を作業届により 導する必要がある。	線量や健康診断 施するとともに、
社会復帰促 進等事業で 実施する必	緊急作業従事者に対する長期的健康管理及び作業届の確認、指導業は、労働者の衛生の確保に資することから、労働者災害補償保項第3号(※)に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施すある。	険法第29条第1
要性	※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する加速営の他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施金の支払の確保を図るために必要な事業	
平成24年度 重点施策と の関係	1(7)東京電力福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対	†策
期待される 施策効果	データベースを活用して健康相談や健康診断等により長期的な健 ることで、放射線被ばくによる職業性疾病の予防や早期発見、さらに 労災認定に資するものである。 また、作業届により被ばく防護措置を確認し、不適切な場合に指導 で高線量の被ばくを防止し、労働者の健康の確保、放射線による重定 の予防に資するところである。	は迅速・適正なを実施すること
その他特記 事項	本年5月17日に原子力災害対策本部において決定された「原子力応に関する当面の取組方針」において、「被ばく線量の管理、臨時の底」、「作業届の提出による労働者の被ばく管理等の確認」及び「デーによる長期的な健康管理」を掲げ、第一原発における労働者の健康府として全力を挙げて取り組んでいるところ。	健康診断の徹 -タベースの構築

		NO. 5
事業名	石綿による健康障害防止対策の推進 (事業番号35 じん肺等対策事業の一部新規及び事 業番号43 石綿障害防止総合相談員等設置経費の 拡充) 概算要求額	439, 704(千円) (うち新規: 105,861千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課じん肺班、環境改善室環境改善 策課業務係	係、化学物質対
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第	1項第3号)
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署、民間事業者	
事業概要	東日本大震災の被災地において、がれき処理作業、建築物の解体中モニタリングを実施するとともに、専門家による石綿ばく露防止対策うことで、被災地における石綿ばく露防止対策を推進する。 また、建築物の解体等作業に係る計画届等の受付体制等を強化す 基準監督署に石綿届出等点検指導員を増員する。 さらに、石綿含有建築物の解体作業等が適切に行われるように、対底のための周知を行う。	まの検証等を行
事業の必要 性	アスベストに係る健康管理対策及びばく露防止対策は喫緊の課題 策が求められていることから、本事業を実施する必要がある。	であり、迅速な対
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	労働者の石綿ばく露防止対策の推進は、石綿による労働者の健康資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に過社会復帰促進等事業で実施する必要がある。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関するが運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施金の支払の確保を図るために必要な事業	適う事業であり、 施設の設置及び
平成24年度 重点施策と の関係	5(3)⑤石綿ば〈露防止対策の推進	
期待される 施策効果	労働者の石綿のばく露防止対策を推進することで、石綿による健身 予防される。	東障害の発生が
その他特記 事項	特になし。	

		NO. 6
事業名	作業環境管理等対策事業 (事業番号35 じん肺等対策事業の一部新規) 平成24年度 概算要求額	23, 565(千円) (うち新規: 11,772千円)
担当係	 労働基準局安全衛生部労働衛生課じん肺班、環境改善室環境改善 	係
事業の別	 安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第 	第1項第3号)
実施主体	民間業者等	
事業概要	現在、我が国においては労働安全衛生法に基づく作業環境測定がいるが、これに限定することなく、欧米で採用されている個人サンプラーとはよる管理について、馴染ませ普及させるために、個人サンプラーの実施が適した作業に限らず、測定対象作業をより広げることがでいるといれるとともに、個人サンプラーを用いた測定方法と改善の代習を実施する。 また、作業環境測定の測定結果の評価指標として管理濃度を定め、知見に基づき見直しを行っているところであるが、年々より低い濃度、傾向にあるとともに、粒子径の大きさ又は水溶性か否か等により生異なるものである。現在の方法では、今後、測定及び分析が困難にるため、新たな知見に基づく管理濃度に対応した測定方法及び分析国内外の文献を調査するほか、調査した方法を作業環境測定においようアレンジするために実証的に検証する。	ラーを用いた測一を用いた測定きるか否か実証 士方を含めて講 ・ その時々の 基準となってい 体への影響が なる可能性があ 方法について、
事業の必要性	個人サンプラーを用いた測定による管理について、平成22及び23定方法及び評価方法を検討してきたところである。個人サンプラーを実施が適した作業に限らず、現行の作業環境測定と併行して測定し業環境の把握につながるものを対象とすることで、現行の作業環境で、より適切な作業環境管理に資することができる。また、作業環境測定を実施しても、適切に結果を評価できなければ環境管理が行えない。そのため、今後、測定及び分析が困難になる管理濃度については、適切な作業環境管理が行えないおそれがあな知見に対応した測定方法及び分析方法を調査し、その方法が作業活用できることを検証することが必要となる。	用いた測定の 、より適切な作 測定とあいまっ ば、適切な作業 可能性がある ることから、新た
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	作業環境測定の適切な実施と評価は、適切な作業環境管理に必 労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償(1項第3号(※)に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施 である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実 に賃金の支払の確保を図るために必要な事業	保険法第29条第 することが必要 施設の設置及
平成24年度 重点施策と の関係	なし	
期待される施策効果	的確な作業環境測定を実施することにより、より一層、労働者の健 を図ることができる。	康障害の防止
その他特記 事項	特になし。	

			NO. 7
事業名	地域産業保健事業 (事業番号36 地域産業保健事業の一部新規)	平成24年度 概算要求額	2, 141, 538(千円) (うち新規: 46,408千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健班		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保	険法第29条第	第1項第3号)
実施主体	民間業者等		
事業概要	産業医選任義務のない小規模事業場に対し、 ・健康診断結果に基づく医師の意見聴取への対応 ・脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 ・メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導 ・長時間労働者に対する医師による面接指導 の支援を行うとともに、これらの事業を効果的に実施できるよう新たに「地域支援事業 在り方協議会(仮称)」を設け、関係機関等との連携を図る。		
事業の必要性	労働者の健康を確保し、過労死や過労自殺などを防康診断結果に基づき医師の意見聴取を行い適切な措結果に基づく脳・心臓疾患のリスクの高い者に対する。 調者に対する相談・指導を行うことが重要である。 また、長時間労働者に対する面接指導を行い、過労医師が労働時間の短縮等を事業者に意見し実施するである。 さらに、日本の労働者の約6割が産業医選任義系のるが、これらの事業場では財政基盤が脆弱であること分に行われていない場合があるため、必要な援密ない労働安全衛生法においても、産業医選任義系のなりが規定されており、その具体的な援助として本事で援の在り方について関係者に参加いただき検討を行保健への支援が効果的に実施されるためには、産業に運営される必要があると提言がなされたため、平成健事業を総合調整する機能として「地域支援事業を総合調整する機能として「地域支援事業を総合調整する機能として「地域支援事業を総合調整する機能として「地域支援事業を総合調整する機能として「地域支援事業を総合調整する機能として「地域支援事業を設定連携し、地域特性に応じた効果的な事業を認った。	置保 死な なかういをにつ保 諸指 のの いら必規施応検事度 ず導 お産 規働が事でた会は ならび そ業 模者の ないら必規を ないら必規を ないら必規を ないら必規を では では では では では では では では では では	ともに、健康診スには、健康診スには、健康診スには、健康診スには、性素をはないがある場が、は、は、ないののは、は、ないののは、は、ないののは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	小規模事業場に対し、専門のスタッフが健康診断実により、職場における労働者の健康の確保に資する本法第29条第1項第3号(※)に適う事業であるため、社とが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付金の支払の確保を図るために必要な事業	本事業は、労会 会復帰等促立 診断に関する	動者災害補償保険 進事業で実施するこ 施設の設置及び
平成24年度 重点施策と の関係	なし		
期待される 施策効果	本事業を利用した小規模事業場において、労働者のことから、職業性疾病の予防や労働災害の防止に寄り		が適切に行われる
その他特記 事項	特になし。		

			NO. 8
事業名	外部専門機関選任事業 (事業番号38 外部専門機関の整備・育成等事業の 一部新規)	平成24年度 概算要求額	34, 541(千円) (うち新規: 32,312千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健班		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険	食法第29条第	1項第3号)
実施主体	民間業者等		
事業概要	産業医を支援するため、メンタルヘルスに知見を有す場外組織(外部専門機関)として産業保健活動への参え郡市区医師会等を対象に研修を行うとともに、平成24年医等の専門家から意見を聴取し、外部専門機関によるために必要な支援等について検証する。	入が想定され 度には、学	る医療機関や <u> </u>
事業の必要 性	精神障害による労災認定件数の増加等、職場のメンタを課題となっているが、メンタルヘルスに対応できるが、ことから、産業医を支援するため、メンタルヘルスに対れる外部専門機関が産業医と同様の役割を担うことが一方、外部専門機関の数や質に対する懸念、外部専業者負担等が指摘されており、このままでは、外部専門い可能性があることから、外部専門機関の養成や質の要がある。	産業医の体制 印見を有する 期待されてい 門機関の活用 機関の活用	は十分ではな 医師等で構成さる。 に際しての事が十分に進まな
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	************************************		生の確保に資す事業であるた
平成24年度 重点施策と の関係	賃金の支払の確保を図るために必要な事業 5(3)②職場におけるメンタルヘルス対策の推進		
期待される 施策効果	外部専門機関に関する支援を行うことで、産業保健活の健康確保が確保される。	- ・動の拡充に	寄与し、労働者
その他特記 事項	特になし。		

			NO.	9
事業名	職場における受動喫煙防止対策事業 (事業番号39 職場における受動喫煙対策事業の拡 充及び一部新規)	平成24年度 概算要求額		千円) 新規: 千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室測定技	術係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償	保険法第29条	第1項第3	号)
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局			
事業概要	(1)事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合等専門家による指導及び相談対応を行う。[本省] (2)受動喫煙防止対策に取り組む上での現状把握を保計及び風速計の貸出しを行う。[本省] (3)飲食店、宿泊業等で喫煙室等を設置する事業場に用の1/4、上限200万円を助成する(なお、喫煙室設置1店等顧客の喫煙がある職場で働く労働者の健康障害を場による喫煙場所の提供というサービスとしての側面も1/4の助成にとどめる。)。[本省及び労働局]【拡充】(4)2020年までに受動喫煙のない職場を実現するとしるためのロードマップ等を議論するため、関係団体、労る会議を開催する。[本省] (5)受動喫煙防止対策に関する事業場の取組の進捗に対するアンケート調査を行う。[本省]【新規】(6)新たな受動喫煙防止対策の周知徹底を図るため、明会を実施する。[労働局] (7)新たな受動喫煙防止対策について、ポスター・周知	選集するため、 対し、喫煙室 に係る助成に で所止する目の あるため、喫 た新成長戦略 大況を把握す 労働基準監督	デジタル粉等設置に係ついては、飲物のほか、動煙室設置を の目標を過 一般経験者等の目標を通	に る食業 の すよ 場 説
事業の必要 性	今後の労働安全衛生対策について、平成22年12月にれ、「原則として、職場の全面禁煙又は空間分煙等によとを事業者に義務付けることが適当。また、国は事業者じん計の貸与、喫煙室の設置に係る問い合わせに対す業環境測定士等の専門家の派遣等の技術的支援を行食店、ホテル・旅館等の中でも空間分煙に取り組む事業係る財政的支援を行うべき。」といった、受動喫煙防止さところであり、建議の内容を踏まえて行う本事業は必	「る受動喫煙」 「を支援するか」 「る労働衛生」 「うとともに、展 業者に対して、 対策の今後の	防止対策を こめ、デジタ コンサルタン 『客が喫煙で 「喫煙室設置	行うこ ル粉 小、作 する飲 置に
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	職場における受動喫煙防止対策の推進を通じて、労会にとから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の会復帰等促進事業で実施することが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康認定者の他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付金の支払の確保を図るために必要な事業	※)に適う事診断に関する	業であるたる 施設の設置	め、社 及び
平成24年度 重点施策と の関係	5(3)③職場における受動喫煙防止対策の推進			
期待される 施策効果	事業場で働く労働者の受動喫煙による健康障害の防	тŁ		
その他特記 事項	特になし。			

			NO.	10
事業名		^工 成24年度 既算要求額		(千円) 新規: 4千円)
担当係	労働基準局安全衛生部化学物質対策課業務係			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法	去第29条第	1項第3号))
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署、民間事業者			
事業概要	化学物質の危険有害性情報の提供等の支援することに理を促進する。 また、国によるリスク評価のための調査を実施することで害を防止する。 <u>さらに、ナノマテリアルの長期吸入ばく露試験を開始し、とともに、ナノマテリアルのリスク評価の検討を行い、予防害防止対策を講ずる。</u>	で、化学物質 <u>有害性の記</u>	質による労 <u>調査を更に</u>	働災 <u>進める</u>
事業の必要 性	①化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の要があり、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を②有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高必要があり、このための有害性及びばく露実態の調査を行るナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかにちる必要がある。	を行う必要が 高いものは 行う必要が	- C.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A	:する
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	化学物質の危険有害性情報の提供等の支援することに理を促進し、また国による規制の是非に当たってのリスクることで、化学物質による労働災害の防止に資することが第29条第1項第3号(※)に適う事業であり、社会復帰促済ある。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の金の支払の確保を図るために必要な事業	評価のためいら、労働者 と等事業で 新に関するが	の調査を 災害補償(実施する必 を設の設置	実施す 保険法 必要が ひび
平成24年度 重点施策と の関係	5(3)④職場での化学物質管理の推進			
期待される 施策効果	化学物質の自主的管理の促進の支援等を行うことで、(防止に資する。	——- 化学物質に	——- よる労働災	 と 害の
その他特記 事項	特になし。			

		NO. 11
事業名	職場におけるメンタルヘルス対策の推進 (事業番号46 メンタルヘルス対策等事業の一部新 規)	
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課健康班	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29	条第1項第3号)
実施主体	民間業者等	
事業概要	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス対策支援・ンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を 者に対しストレス症状を有する者に対する面接指導の周知を24	実施する。 <u>また、事業</u>
事業の必要 性	13年連続で3万人を超える自殺者数のうち、約8,600人が労働を自殺の原因の一つとしている者は約2,600人に達している。まいストレス等を感じる労働者は約6割に上り、精神障害等による増加傾向にある。 労働政策審議会建議(平成22年12月)では、メンタルヘルス対事業者に対しストレス症状を有する者に対する面接指導実施のたところであり、この具体的実施に当たって事業場内における体なっている。 さらに、東日本大震災を契機として、メンタルヘルス不調に陥る懸念される。 このため、事業者等に対し支援や情報提供を行う必要がある。	た、職業生活等で強労災支給決定件数は策を推進するため、義務づけが提言される制整備等が必要とる人が増加することが
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	職場におけるメンタルヘルス対策の推進により、労働者の健康 災害の予防に資することから、労働者災害補償保険法第29条第 う事業であり、安全衛生確保等事業で実施する必要がある。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関 運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な 金の支払の確保を図るために必要な事業	第1項第3号(※)に適 する施設の設置及び
平成24年度 重点施策と の関係	5(3)②職場におけるメンタルヘルス対策の推進	
期待される 施策効果	メンタルヘルス対策に取り組む事業場が増加し、労働者の健原	
その他特記 事項	特になし。	

	NO. 12
事業名	職場のいじめ・嫌がらせ問題防止・解決に向けた環境 整備事業 (事業番号50 働きやすい職場環境形成事業の一部 概算要求額 19,912千円)
担当係	労働基準局労働条件政策課賃金時間室政策係
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)
実施主体	厚生労働省(本省)、民間団体
事業概要	職場のいじめ・嫌がらせ問題の防止及び解決に向けて、前年度に引き続き「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」を開催し、労使及び政府が取り組むべき具体的対応策を検討し、新たに、周知・広報を実施するとともに、職場のいじめ・嫌がらせ問題の実態把握を行う。
事業の必要 性	都道府県労働局、労働基準監督署等に設置する総合労働相談コーナーへのいじめ・嫌がらせに関する相談が増加を続け、ひどい嫌がらせ等を理由とする精神障害等での労災保険の支給決定件数が増加している等、職場におけるいじめ・嫌がらせは社会的な問題として顕在化しており、こうした現状の中、労使をはじめ国民的な気運の醸成に取り組み、職場におけるいじめ・嫌がらせの防止を図り、問題の防止・解決に向けた周知・広報を実施するとともに、職場のいじめ・嫌がらせ問題の実態把握を行うことが必要である。
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	職場におけるいじめ・嫌がらせの防止に向けた気運の醸成を図り、問題の防止・解決に向けた周知・広報を実施するとともに、職場のいじめ・嫌がらせ問題の実態把握を行うことは、いじめ・嫌がらせによる労働者の精神障害等の減少に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適う事業であり、安全衛生確保等事業で実施する必要がある。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
平成24年度 重点施策と の関係	5(4)④職場のいじめ・嫌がらせ問題防止・解決に向けた環境整備
期待される施策効果	職場におけるいじめ・嫌がらせ問題については、何をもっていじめ・嫌がらせととらえるか等、行政をはじめ社会的にも広く議論がなされていないことから、当該問題に対する労使等の当事者間の認識が十分でなく、発生防止のための取組が十分講じられていないところである。 本事業は、当該問題について労使を含めた国民的な気運の醸成を図り、問題の防止・解決に向けた周知・広報を実施するとともに、職場のいじめ・嫌がらせ問題の実態把握を行うことを通じ、労使等の当事者の認識の向上や発生防止のための取組の促進につながり、いじめ・嫌がらせによる労働者の精神障害等の減少に資するものである。
その他特記 事項	特になし。

			NO. 13	
事業名	東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 (事業番号51 建設業等における労働災害防止対策 費の一部新規)	平成24年度 概算要求額	301, 408(千円	9)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室			
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3	号)		
実施主体	民間業者等			
事業概要	岩手、宮城、福島の3県に復旧工事の安全衛生対策に関する支援を行う拠点(プラットフォーム)を設置し、専門家による①安全衛生教育への支援、②安全衛生相談、 ③巡回指導等を実施する。			
事業の必要 性	復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数のが想定されることから、労働災害の発生が危惧され、実神・淡路大震災に係る復旧工事では、平成7年において方が亡くなられるという事態となり、その後も復興工事のし、災害発生件数が震災発生前の水準に至るまで数年ような事態を未然に防ぎ、もって円滑な復旧・復興工事業を実施する必要がある。	の中小事業者 ■際に、平成7 「944人の方か の実施に伴う。 ■間を要したと	が参入すること 年に発生した阪 「死傷し、40人の 労働災害が多発 ころである。この	こえの発の
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	事業者の労働災害防止対策の支援等に資することか 29条第1項第3号(※)に適う事業であるため、社会復 が必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診 運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付 金の支払の確保を図るために必要な事業	帰促進等事業 诊断に関するが	を実施すること を設の設置及び	ヒーバ
平成24年度 重点施策と の関係	1(8) 東日本大震災復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底			
期待される 施策効果	復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧工事の 推進に寄与する。		の	
その他特記 事項	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において20 災害3割削減」が掲げられている。 総理指示に基づき「被災地で働く労働者の安全確保に る。			

		NO. 14	
事業名	陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進 進 (事業番号52 交通労働災害防止対策の推進事業の 一部新規)	48, 813(千円)	
担当係	労働基準局安全衛生部安全課物流・サービス産業・マネジメント班		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条	第1項第3号)	
実施主体	民間業者等		
事業概要	荷主を対象とした荷役安全設備の体験を含む研修会の実施等を通における墜落災害防止対策の充実・徹底を図るとともに、増加傾向に陸運業労働者の交通労働災害防止対策として、当該労働者に配慮し害防止対策の手引き書を作成し、これを活用した研修を実施する。こ貨物運送事業における災害防止対策を強力に推進する。	こある高年齢の した交通労働災	
事業の必要 性	陸上貨物運送事業においては、平成22年の死傷災害件数は13,04 246人(+1.9%)増加している。これは、荷役作業中における墜落や 大幅に増加したことによるものである。さらに、交通事故による死亡が 加しているが、「2020年までに労働災害発生件数を3割削減」すると の目標を達成するためには、陸上貨物運送事業における災害防止を 進していく必要がある。	転倒等の事故が 災害も大幅に増 いう新成長戦略	
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	陸上貨物運送事業における労働災害の防止に資することから、労 険法第29条第1項第3号(※)に適う事業であるため、社会復帰促進 ることが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する 運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施 金の支払の確保を図るために必要な事業	等事業で実施す 施設の設置及び	
平成24年度 重点施策と の関係			
期待される 施策効果	陸上貨物運送事業における労働災害の防止		
その他特記 事項	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において2020年までの 災害3割削減」が掲げられている。	目標として「労働	

		NO. 15
事業名	林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策 推進事業 (事業番号55 林業従事労働者等における安全衛生 対策の推進事業の一部新規)	11, 475(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室、労働衛生課物理理	妊
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)	
実施主体	民間業者等	
事業概要	林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として、 入する者に対して実施される安全衛生教育への支援、林業店社が付 するに際して安全衛生の専門家による支援等を行う。	11717
事業の必要 性	林業においては、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また 新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念 林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として、材 入する者に対して実施される安全衛生教育への支援、林業に関する 者等が作業計画を作成する際の安全衛生の専門家による支援等の 対策を実施する必要がある。	されることから、 *業に新規に参 る店社安全担当
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	林業従事労働者に係る労働災害の防止に資することから、労働者 法第29条第1項第3号(※)に適う事業であるため、社会復帰促進等 ことが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する 運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施	事業で実施する 施設の設置及び
平成24年度 重点施策と の関係	賃金の支払の確保を図るために必要な事業 -	
期待される 施策効果	林業における労働災害の防止	
その他特記 事項	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において2020年までの 災害3割削減」が掲げられている。	目標として「労働

	NO. 16		
事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備(事業番号61 自動車運転者の労働時間等の改善 平成24年度のための環境整備等の一部新規) 平成24年度概算要求額 (うち新規: 25,495千円)		
担当係	労働基準局監督課特定分野労働条件対策係		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署、民間事業者		
事業概要	・労働基準法や、改善基準告示等に基づく労務管理に詳しい者及びトラック、バス、タクシーの産業事情、労働問題に詳しい者を「自動車運転者時間管理等指導員」として選任し、各事業場に個別訪問し、指導・助言を行う。 ・平成24年度においては、上記事業に加え、荷主から荷の運送を直接依頼され、かつ他の運送業者を下請けとして利用している運送業者を利用している荷主を含めた協議会を設置させ、自動車運行管理アドバイザー(仮称)による個別指導を行う。・新規許可事業者を対象として行う講習において、労働基準法、労働安全衛生法、改善基準告示等に基づく労務管理の基礎を教示し、適正な労務管理が行えるように指導		
事業の必要 性	自動車運転者については、依然として長時間労働の実態にあり、全産業労働者との差が縮小しない状況にあるとともに、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」違反が高水準で推移し、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が最も多い職種である。このため、自動車運転者の長時間労働の抑制については、その業務の特性を踏まえた特別な対策に取り組む必要がある。		
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	自動車運転者の就業環境の改善を推進し、長時間労働を抑制することにより、自動車運転者の健康保持増進が図られ、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施することが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業		
平成24年度 重点施策と の関係	_		
期待される 施策効果	自動車運転者の就業環境の改善を推進し、長時間労働を抑制することにより、自動車運転者の安全及び衛生の確保が図られる。		
その他特記 事項	特になし。		

		NO. 17
事業名	医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組 (事業番号81 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進の一部新規)	66,018(千円)
担当係	労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室法規係	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第	1項第3号)
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、民間団体等	
事業概要	今年度における、都道府県レベルで地域の医療関係者等に参加を絡協議の場の開催等、看護師等の「雇用の質」の向上に関する具体まえ、来年度以降、医療従事者の勤務環境の改善に向けた施策をさため、一部の都道府県労働局に医療労働専門のコンサルタントを配の労務管理等の改善についての相談支援を実施するとともに、当該等を集めた全国会議を開催する。さらに、EUを中心とした先進諸国に事者の労働条件等に関し、調査・研究を行う。	的な取組を踏 らに推進する 置し、看護師等 コンサルタント
事業の必要性	看護師等の医療従事者は、夜勤を含む交代制勤務が避けられないを問わず人の生命に関わらなければならない特性等から、厳しい勤れている者も多く、その健康の確保が強く求められている。さらに、医精神障害等事案の労災補償状況を見ても、平成22年度において、請業種別で第2位)及び支給決定件数(20件。業種別で第1位)のいずれの請求件数(60件、業種別で第2位)及び支給決定件数(11件。業種上回っており、業種別に見ても高い水準で推移していることから、看環境の改善が喫緊の課題であるが、医療機関等においては、時間常状況や診療報酬制度も踏まえた高度な労務管理が必要であり、そのは、高い専門性が求められている。このため、医療分野に特化した専門のコンサルタントを配置し、各民情に即した相談支援・助言等を行うことにより、勤務環境の改善を図また、各地域のコンサルタントが相談支援等から収集した先進的な事また、各地域のコンサルタントが相談支援等から収集した先進的な事を共有し、全国への普及・啓発に活用を図る必要がある。さらに、諸外国の医療従事者の労働条件等について調査・分析し、率的な働き方・休み方の構築を含めた今後の施策の検討に反映させる。	務環境における 環境におけれる 環境におり では、100 では、
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	看護師等の医療従事者の勤務環境を改善することにより、労働者に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)るため、社会復帰促進等事業で実施することが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関するが運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施賃金の支払の確保を図るために必要な事業	に適う事業であ を設の設置及び
平成24年度 重点施策と の関係	5(2)③医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進	
期待される 施策効果	個々の医療機関等の実情に即した看護師等医療従事者の勤務環	境の改善
その他特記 事項	特になし。	

		NO. 18
事業名	職場におけるセクシュアルハラスメントに関する対策の 平成24年原推進(新規) 概算要求を	
担当係	雇用均等•児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室指導係	
事業の別	 安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29 	条第1項第3号)
実施主体	都道府県労働局	
事業概要	・平成23年度におけるセクシュアルハラスメント対策指導員は以下(1)精神上の苦痛を感じている労働者からの相談対応及び個別のるトラブルにかかる相談対応(紛争解決援助及び調停)(2)事業所の雇用管理の実態に合わせた実効性あるセクシュアル援(3)事業所訪問によるセクシュアルハラスメント対策に関する指導・平成24年度においては、上記業務に加え、新たに増員する指導・セクシュアルハラスメントに関する紛争解決援助及び調停のうち、近の精神状態にあると思われる事案に対する相談対応、支援、指導	ウセクシュアルハラスメントに関す ハラスメント対策についての支 <u>はについて、大規模局における</u> <u>高院している、もしくは通院相当</u>
事業の必要性	・職場におけるセクシュアルハラスメントは労働者の心身の健康に・事業所が集中する大規模局において、セクシュアルハラスメントは増加しており、中でも、セクシュアルハラスメント被害を受けたが、事後対応が行われないなどにより、通院している、もしくはそれに相当困難化した事案が近年増加しているところである。・このような事案は、派遣労働者など立場の弱い非正規労働者が没ケース、事業主や行為者、周囲とのやりとりがこじれて精神的に相寄せるケース等もあり、解決までに相当の時間を要するものであるに強化する必要がある。	上関する紛争解決援助や調停は 事業主による迅速かつ適切な事 当する精神状態と思われる複雑・ 深刻な精神状態で相談を寄せる 当に傷ついている状態で相談を
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	セクシャルハラスメントに係る労働者の精神障害の悪化や再発をに資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※復帰促進等事業で実施することが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びめに必要な事業)に適う事業であるため、社会
平成24年度 重点施策と の関係	2(2)① 男女雇用機会均等対策の推進	
期待される 施策効果	 労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保 制に資する。 	R、ひいては労災保険給付の抑 -
その他特記 事項	特になし。	

			NO. 19
事業名	短時間労働者均等・均衡待遇推進事業 (事業番号73 短時間労働者健康管理啓発指導経費 の拡充)	平成24年度 概算要求額	63,221(千円)
担当係	雇用均等·児童家庭局短時間·在宅労働課均衡待遇係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保	険法第29条第	第1項第3号)
実施主体	都道府県労働局		
事業概要	・パートタイム労働者に対する健康診断等について認識の健康管理を推進するために、啓発指導を行う。 ・パートタイム労働者等の健康確保の推進のため、「均金」をツールとして健康管理制度の普及を図る指導員を	 衡待遇•正社	
事業の必要 性	パートタイム労働者の健康管理に係る事業主の取組はに比べて十分であるとはいえず(定期健康診断受診率労働者49.2%)、パートタイム労働者に対する健康管理要である。	常用労働者	81.2%、短時間
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	事業主を通じたパートタイム労働者に対する適切な健者の衛生の確保に資することから、労働者災害補償保(※)に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付賃金の支払の確保を図るために必要な事業	険法第29条領施することが 診断に関するが	第1項第3号 必要である。 施設の設置及び
平成24年度 重点施策と の関係	5(1)②パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正	E社員転換の	推進
期待される施策効果	パートタイム労働者等の健康管理について事業主の取 労働者等の健康確保が推進される。	組が促進され	ι、パートタイム
その他特記 事項	特になし。		

		NO. 20	
事業名	母性健康管理推進支援事業 (事業番号63 女性労働者健康管理等対策費の一部 新規) 平成24年度 概算要求額	35, 598(千円)	
担当係	雇用均等,児童家庭局職業家庭両立課啓発援助係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間団体等		
事業概要	母性健康管理に関する調査等を実施し、専門家による検討を行い事業主に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を実施性健康管理サイトを引き続き運営し、相談対応や情報提供を行う。 なお、今回新規事項として、これらの取組に当たって、女性労働者運搬作業等負担の大きい作業を伴う業種に対象を絞り、ヒアリング資査、それを踏まえた広報等を行うなど、きめ細かで具体的な内容とす果的な事業の実施を図る。	する。また。母が多く、重量物等による実態調	
事業の必要 性	男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である妊娠中及び出席管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されることが重が、働く妊産婦の63%が仕事上つらかったことがあり、そのうち4人に同僚の無理解等」を指摘している等更なる取組が必要な状況にあるこのような中、職場の実情に即したより具体的な母性健康管理に関いて総合的に支援することで、母性健康管理の推進を一層支援する	要な課題である 1人が「上司や 。 関する措置につ	
社会復帰促 進等事業で 実施する必 要性	事業者に対し職場における母性健康管理の推進の総合的な支援をり、女性労働者の健康を確保し、労働災害の予防及び衛生の確保にら、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適う事業であ帰促進等事業で実施することが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関するが運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施賃金の支払の確保を図るために必要な事業労働者災害保険法第29に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施することが必要	ご資することかるため、社会復 を設の設置及び での確保並びに の条第1項第3号	
平成24年度 重点施策と の関係	_		
期待される 施策効果	職場の実情に即したより具体的な母性健康管理に関する措置につ を踏まえた好事例を含む具体的な広報資料の作成や、業種別使用等 普及等の実施やサイトにおいて重点的な周知を行うこと等により、事 措置の実施による更なる女性労働者の健康管理確保に資する。	者団体を通じた	
その他特記 事項	予算の効率化の観点から、従来2本立てで実施していた母性健康のうち、「母性健康管理研修等事業」については廃止し、「働く女性のする健康管理支援事業」の内容を拡充し、上記の「母性健康管理推して新たに、効率的に実施することとした。)妊娠・出産に関	

安全から元気を起こす戦略

戦略1 安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり

- ①「安全プロジェクト」を立ち上げる
 - 安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注 目されるための運動を展開
- ②市場におけるインセンティブをつくる *<◎厚生科学研究費補助金の中で要求>*

戦略2 企業の安全活動の活性化を支援

- ①企業における安全文化を醸成
 - 中小企業におけるリスクアセスメントの実施や労働安全衛生マネジメントシステムの普及を支援
 - 構内協力会社、取引先企業も含めた安全文化を醸成
- ②安全の現場力を維持・向上
 - 「見える」安全活動を活性化、安全担当者の評価の向上

【企業】←戦略② 【働く方】←戦略③ 【家族・社会】

戦略3 人材が活き活きと活躍できる職場づくり

- ①中小企業における若者の安全教育を支援【
 - 危険感受性教育等、中小企業における若者の安全教育を促進
- ②大学等における安全教育を実施
 - <◎厚生科学研究費補助金の中で要求>
 - 大学等における安全教育プログラムを実施
- ③将来の労働力を支える女性や高齢者が活躍していくための 職場づくり*<制度改正等>*
 - 働きやすい職場づくりの内容を示し、ハード及びソフトの両面から企業における措置を促進

戦略4 安全に対する意欲を呼び起こす 公共工事を推進*<制度改正等>*

- 厚生労働省の公共工事では、安全衛生対策に係る計画書を提出することを条件付ける改革を実施
- 公共工事の入札における労働安全衛生マネジメントシステムの活用拡大に向けた取組を推進

都道府県労働局安全衛生労使専門家会議

背景

- 労働災害が多発していた昭和30年代後半と比較して、 死傷者数は約40万人から約11万人に、死亡者は約 6,000人から約1,000人へと着実に減少している。
- しかし近年はこの減少率が鈍化しており、「2020年までに労働災害を3割削減」※する「新成長戦略」の工程表における目標達成に向けた、より効果的かつ効率的な施策展開が必要となっている。

※2009年の休業4日以上の死傷者数(105,718人)と比較





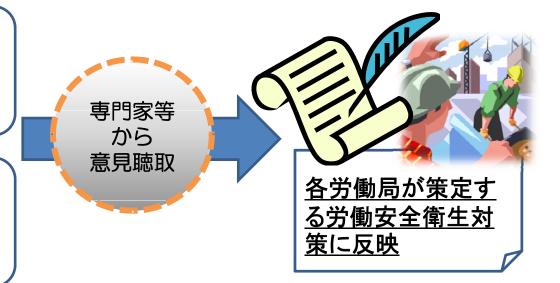
各都道府県労働局に、<u>安全衛生に知見のある専門家で構成する会議を設置</u>し、地域における労働 災害防止対策・健康確保対策の進め<u>方について意見聴取し、今後の諸対策へ反映</u>する。

会 議 構 成

- 労働組合及び使用者団体が推薦する労働 安全衛生に関する現場の実態に詳しい専門家
- リスクアセスメントやメンタルヘルス対策等 に知見のある労働安全・衛生コンサルタントや、 産業保健分野に精通した医師等

議 論 内 容

- 〇 リスクアセスメントの普及促進
- 〇 職場のメンタルヘルス対策
- 〇 過重労働による健康障害防止対策
- 〇 石綿等による職業性疾病の予防対策
- その他(現場パトロールの実施) など



日中安全衛生プラットフォーム事業

背景

- ●平成18年8月に、川崎厚生労働大臣が訪中し、李毅中国家安全生産監督管理総局長と会談した際、先方から日中間で安全衛生に関する情報交換を行うためのプラットフォームづくりについて提案。
- ●平成22年6月に、細川厚生労働副大臣が訪中し、梁嘉琨国家安全生産監督 管理総局副局長と会談した際、先方から改めて、日中政府間で、安全衛生 分野の長期的な協力を構築するための枠組みづくりについて提案。

必要性·緊急性

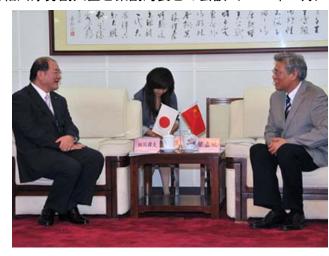
中国は、日本最大の貿易相手国で、進出企業数も世界第一位であるが、安全衛生水準は低く、規制・監督体制も不十分なため、我が国では使用等が禁止されている有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で発見されるという事案が発生するなど、我が国の安全衛生にも悪影響を及ぼしている。

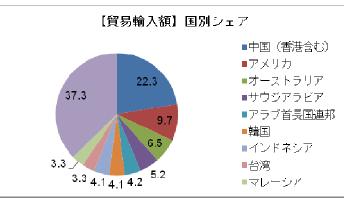
このため、定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行い、当方の問題 意識を直接伝達し、適切な対応を講じるよう要請するとともに、根本的な解 決を図るため、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題について、 規制・制度改善を含む中長期的な視点から意見交換を行う必要がある。

事業概要

- ●年に1度、日中間で局長級をトップとする政策対話を実施し、双方の安全衛生政策に 関する情報交換・意見交換、日中間で生じている事案についての協議等を行う。
- ●政策対話の実施に併せて、専門家も交えて安全衛生をテーマとするシンポジウムを開催する。その中で、中国の政策立案に役立つ知識・ノウハウについても紹介する。

<細川厚労副大臣と梁副局長との会談(2010年6月)>





有効性

世界最大の工業製品輸入相手国である中国からの輸入品による労働災害の発生が予防される。

東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策

概要

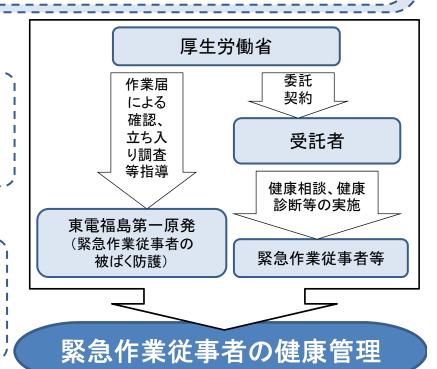
- ■東電福島第一原子力発電所において実施されている緊急作業に従事している労働者が高線量で被ば くする事故が発生するとともに、作業期間の長期化に伴い、労働者の被ばく線量の増加による健康へ の影響が懸念されている。
- ■5月17日に原子力災害対策本部において決定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」において、「被ばく線量の管理、臨時の健康診断の徹底」、「作業届の提出による労働者の被ばく管理等の確認」及び「データベースの構築による健康管理」を掲げ、福島第一原発における労働者の健康管理の強化に政府として全力を挙げて取り組むこととなったところ。

東電福島第一原発の作業届の確認及び指導の実施

■緊急作業従事者の被ばく管理を徹底するため、第一原発 の作業届について、緊急作業従事者に係る被ばく防護措 置等の内容が適切であるか確認するとともに、立ち入り調 査等適切な指導等を実施。

データベース運用、健康相談及び健康診断等の実施

- ■緊急作業に従事した者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業従事者の健康相談及び保健指導を実施。
- ■一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断 等を実施。



石綿による健康障害防止対策の推進

趣旨•目的

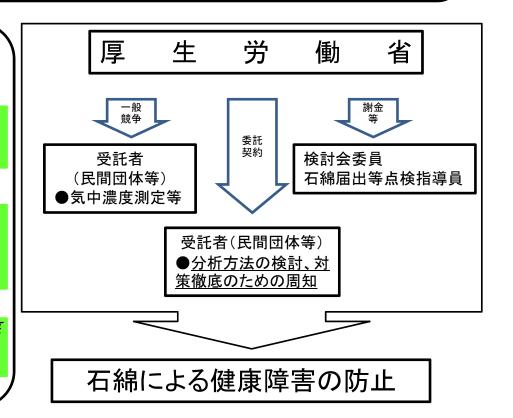
石綿含有建築物の解体工事は、そのピークが平成40年頃と見込まれており、解体作業等における労働者や近隣住民の石綿ばく露を防止することは、極めて重要な課題となっている。今般の東日本大震災においては、がれき処理作業等にかかる石綿粉じんへのばく露が懸念されている。

このため、解体等作業に係る計画届、作業届等の届出情報の審査・点検、実地指導を迅速、的確に行う必要があり、体制を強化することにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る必要がある。

一方、国会議員やNPO等から、不適切な事前調査により違法な解体作業が行われる懸念について度々指摘されており、今後、増加する石綿含有建築物の解体作業等における健康被害を発生させないためにも、実態把握を行うとともに、事前調査や除去作業が適切に行われるよう、対策の更なる徹底のための周知を行っていく必要がある。

事業概要

- 1. 被災地におけるがれき処理作業、建築物の解体作業等における石綿ばく露防止の徹底
 - →気中濃度測定の実施(新規)
 - →専門家による石綿ばく露防止対策の検証
 - →石綿点検等指導員の稼働日数の増加 等
- 2. 建築物等解体作業に係る対策
 - →パトロール等法令遵守の強化(継続)
 - →*最新の知見を踏まえた分析方法の検討、対策徹底 のための周知*
 - →石綿届出等点検指導員増員
- 3. ポジティブリストの削減及び製造等禁止の徹底
 - →全面禁止予定(23年度)、その周知、法令遵守の徹底
 - →周知、法令遵守の徹底



作業環境管理等対策事業

概要

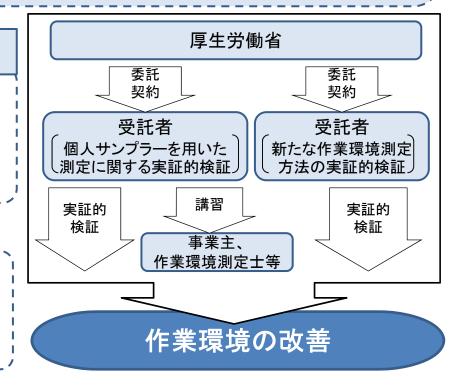
- ■わが国で広く行われている作業環境測定の手法に加え、欧米で採用されている個人サンプラーを用いた測定方法を普及させるため、個人サンプラーを用いた測定が適した作業場に限らず、対象作業場をより広げることができるか否か実証的に検証する。また、個人サンプラーを用いた測定方法と改善の仕方について、講習を実施する。
- ■作業環境測定の測定結果を評価する指標として、有害物質ごとに管理濃度を定めているが、その時々の知見に基づき見直しを検討している。年々、より厳密な測定と分析方法が求められていることから、その方法を調査し、作業環境測定において活用できるようアレンジするために実証的に検証する。

個人サンプラーを用いた測定の普及のための実証的検証、 講習の実施

- ■作業環境測定をしている作業場において、実地に個人サンプラーを用いた測定も行い、作業環境測定と同様の作業環境の改善を行う手法を実証的に検証する。
- ■実証的に検証した測定方法と改善の仕方について、周知 するために講習を行う。

新たな作業環境測定方法の実証的検証

■厳密な測定と分析方法が求められているために、現状の方法では測定が困難となりつつある物質について、作業環境測定において活用できるようアレンジした方法で実地に測定・分析を行い、実証的に検証する。



地域産業保健事業

概要

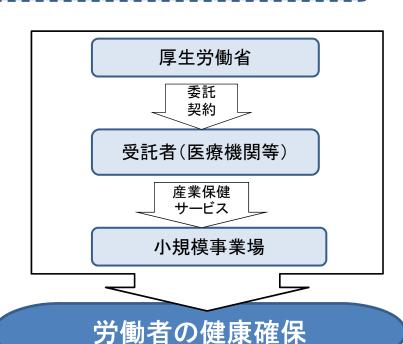
- ■産業医選任義務のない小規模事業場における労働者の健康管理は十分でない。
- ■脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移している。
- ■精神障害による労災認定件数の増加等、職場におけるメンタルヘルス対策が重要な課題となっている。
- ■業務を脳・心臓疾患のリスクの高い者及び職場におけるストレスへの対応に重点化し、小規模 事業場に産業保健サービスを提供する。

産業保健サービスの提供

- ■医師による健診結果に基づく意見陳述
- ■職場におけるストレスに対する保健指導・相談
- ■過労死予備群への保健指導
- ■長時間労働者に対する医師による面接指導

関係機関等との連携

■「地域支援事業在り方協議会」を設け、関係機関等と 連携しつつ、産業保健事業の総合調整を図る。



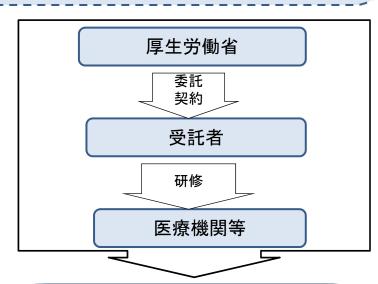
外部専門機関選任事業

概要

- ■精神障害による労災認定件数の増加等、職場におけるメンタルヘルス対策が重要な課題となっている。
- ■労働政策審議会の建議において、労働者の精神的健康の状況を把握するための検査や面接指導の枠組みの導入が提言。
- ■新たな枠組みに対応する産業医の体制が十分でないことから、産業医を支援するため、メンタルヘルスに知見を有する医師等で構成された機関により、産業医と同様の役割を担うことができるようにすることとされている。
- ■外部専門機関の数や質に対する懸念があることから、研修等により外部専門機関の養成を図る。

外部専門機関の養成

- ■外部専門機関の開設の意向を有する医療機関等を 対象に研修を開催。
- ■研修を受講した外部専門機関の有用性等について意見 見聴取を行う。
- ■意見聴取の結果を踏まえ、外部専門機関に対する必要な支援等を検証。



事業場における産業保健活動 の充実

職場における受動喫煙防止対策事業

概要

- WHOたばこ規制枠組条約の発効(平成17年2月)、受動喫煙の有害性に関する知識の普及等から、職場の受動喫煙を取り巻く環境が変化
- ■平成22年12月の労働政策審議会の建議において
- ・原則として全面禁煙又は喫煙室設置による空間分煙を行うことを事業者の義務とすべき
- ・国は、事業者を支援するため技術的支援や財政的支援を行うべきとされ、受動喫煙対策の今後の方向性が示された。
- 建議の内容を踏まえ、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る ため、以下の事業を実施する。

【実施期間】

平成25年3月末まで

相談支援業務

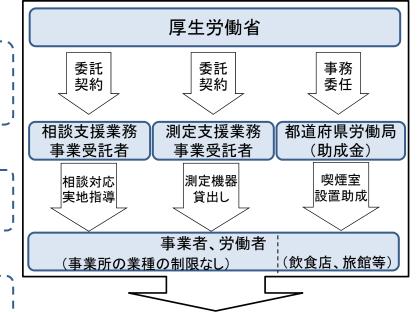
■事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談及び実地指導を行う。

職場内環境測定支援業務

■デジタル粉じん計及び風速計を貸出し、受動喫煙防止対策 に取り組む上での現状把握を行う。

受動喫煙防止対策助成金

■飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、喫煙 等室設置に係る費用の1/4、上限200万円を助成する。



労働者の受動喫煙防止

化学物質管理の支援体制の整備

趣旨•目的

化学物質の管理については、OECDによる国際的な取組を初めとして世界的に化学物質管理を強化する動きが進んでいる。

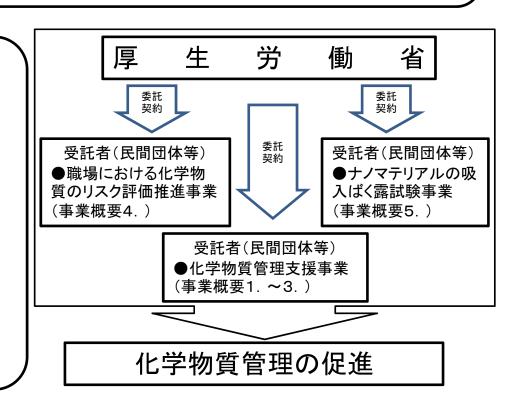
我が国において、リスクに基づいた化学物質管理を推進するためには、①危険有害性をもつすべての化学物質について、危険有害性情報の伝達を促進、②簡易なリスクアセスメント手法の普及、③合理的なばく露防止対策規制の整備(局所排気装置の性能要件化・柔軟化等)を行っていく必要がある。

一方、発がん性や、生殖毒性・神経毒性が指摘されている化学物質については、国自ら、当該物質の有害性、ばく露の程度等により当該化学物質のリスクの評価を行い、必要に応じて規制の強化を行う必要がある(国によるリスク評価)。

<u>また、ナノマテリアルの有害性の調査を更に進める</u>とともに、ナノマテリアルのリスク評価の検討を行い、予防的アプローチによる健康障害防止対策を講じていく必要がある。

事業概要

- 1. 危険有害性情報の伝達の促進
 - →省令改正(23年度)、その普及・支援
- 2. 事業者におけるリスクアセスメントの強化
 - →簡易なリスクアセスメント手法の普及・支援
- 3. 性能要件基準の導入
 - →省令改正(23年度)、その普及・支援
- 4. リスク評価とその結果に基づく規制の見直し
 - →リスク評価の計画的推進
- 5. ナノマテリアル対策
 - →ナノマテリアルの有害性調査
 - →ナノマテリアルのリスク評価の推進



メンタルヘルス対策等事業

概要

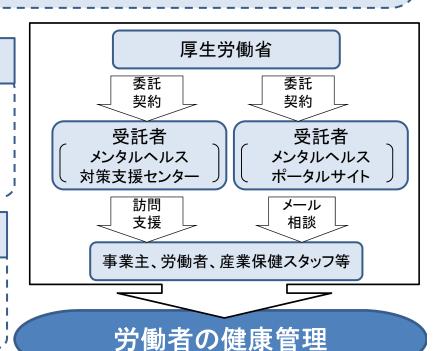
- ■日本の自殺者数は13年連続3万人を超え、このうち約8,600人が労働者であり、勤務問題を自殺の原因の一つとしているものは、約2,600人であり、精神障害等の労災支給件数は増加傾向。
- ■政府の新成長戦略における2020年までの目標 「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」
- ■平成22年12月、今後の対策の在り方について、労働政策審議会において建議としてとりまとめられた。
- → メンタルヘルス対策支援センターによる相談対応・訪問支援、メンタルヘルス・ポータルサイト 「こころの耳」による情報提供を実施

メンタルヘルス対策支援センター事業

■事業者に対するメンタルヘルス対策に関する相談対応、 訪問支援、労働者の職場復帰プログラムの作成支援、建 議における「新たな枠組み」の周知及び実施する医師に 対する研修等を実施。

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」事業

■メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を引き続き 運営するとともに、e-ラーニングの拡充等、コンテンツの 充実を図る。



平成24年度 働きやすい職場環境形成事業 (案) の全体像

〇 <u>平成23年度の職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議の提言(※)を基に、</u> 以下の施策を同時並行的に実施。

職場のいじめ・嫌がらせ問題対策の施策パッケージ(平成24年度) 72百万円

円卓会議

- 円卓会議(平成23年度)の提言を基に、労使及び政府が取り組むべき具体的な対応策を検討し、取りまとめ
- 議論を行うことで、当事者である労使の気運を醸成

労使・国民各層への周知・広報

- 幅広い国民各層向けの周知・広報(アプローチⅠ)
 - 円卓会議(平成23年度)の提言を基に、以下の周知・広報を実施
 - ①ポータルサイトの構築・運営を通じた広報を実施
 - ②分かりやすいポスターやリーフレット(キャッチコピーを冠したもの)を作成し、全国の行政機関等で掲示・配布
- 当事者である労使向けの周知・広報 (アプローチⅡ) 円卓会議(平成23年度)の提言の周知等を目的としたパンフレットを作成し、労使団体 を通じて各労働者・使用者への周知の徹底

実態把握の 調査研究

- ・円卓会議(平成23年度)の提言を基に、企業アンケート等により職場のいじめ・嫌がらせの実態把握を行い、防止・解決のための課題の検討等を実施
- 大規模な企業アンケート等の実施により、職場のいじめ・嫌がらせ問題に対する企業等の問題意識の喚起も期待
- (※)平成23年7月から円卓会議を開催し、以下の①~③について検討し、平成23年度中に、 職場のいじめ・嫌がらせ問題の防止・解決に向けた提言の取りまとめを目指す。
 - ① 問題の現状と、取組の必要性についての問題意識の共有
 - ② 取り組むべき職場のいじめ・嫌がらせの基本的な考え方について検討
 - ③ 職場のいじめ・嫌がらせ問題への労使及び政府の取組のあり方について検討

東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

必要性【なぜ】

- □ 震災で壊滅的な被害を受けた被災地における「がれき処理作業」が終了し 建設物、インフラ設備等の本格的な復旧・復興工事が実施される。
- □ 放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理も本格的に実施される(福島)。

緊急性【いま】

- □ 異業種からの新規参入する労働者の増加、大量の工事が隣接したエリア で輻輳して行われることが想定されることから、労働災害の発生が危惧される。
 - 〇 阪神・淡路大震災(H7年1月17日)に係る復興工事では、震災後1年間の復旧・復興工事で、多数の死傷者が出るとともに、災害発生件数が震災発生前の水準に戻るまで数年を要した。
 - ●休業4日以上の死傷者 944人、●死亡者 40人

事業概要

- □ 安全衛生に関する諸問題に対応するためのプラットホームの開設 ※ 岩手・宮城・福島の3県に開設。
- □ 安全衛生専門家による巡回指導
- □ 安全衛生専門家による安全衛生相談
- □ 安全衛生専門家による安全衛生教育支援(放射性物質に汚染された災害 廃棄物の処理に関する教育を含む)
- □ 工事エリア毎の協議体制の構築に資するため「復旧・復興工事関係者連絡 会議」

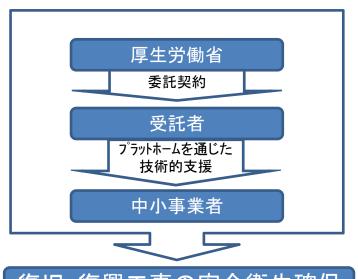
有効性【期待される効果】

□ 復旧・復興工事における労働災害の防止

≪復旧・復興工事の状況(イメージ)≫



≪事業運営のイメージ≫



復旧・復興工事の安全衛生確保

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進事業

必要性【なぜ】

- □ 年間1万3千人の方が死傷され、154人の方が亡くなっている。
- □ 7割が荷主先で発生。→運送事業者だけでは対策が取り切れないので、荷主と運送事業者が協働した取組が不可欠。
- □ 安全衛生管理に問題のある運送事業者の交通事故が多い。

緊急性【いま】

- □ 新成長戦略:「2020年までに労働災害を3割削減」
- □ 平成22年は荷役作業中の事故等で死傷者数が+246人(+1.9%)、 交通事故等で死亡者数+32人(+26.2%)増加。
- □ 荷主の協働も含めた災害防止(※)、交通事故を発生させた事業場 に対する指導強化を労働局に指示(H23.6)。
 - (※)荷主と運送業者の連絡調整の徹底、安全な荷役設備の設置等 →中小企業を対象に技術的支援を実施することが必要・効果的
- □ 陸運業に従事する50歳以上の高年齢者の割合が増加傾向にあり、 高年齢労働者の交通労働災害による死亡者数も+14人増加。

事業概要

(荷主対策)

- □ 荷主を対象とした荷役安全設備の研修、技術指導 (交通事故対策)
- □ 高年齢労働者に配慮した交通労働災害防止対策推進 のための手引書を作成し、陸運事業者に対する研修

<道路貨物運送業における 死傷災害発生状況(人)>



く荷主先での災害事例>

- □トレーラーに飼料を荷積みし、シートをかける時に誤って約3.1mの高さから地面に墜落。 □トラックにチップ材を積み込む作業を終え積
- □トラックにチップ材を積み込む作業を終え積み込んだチップ材の上にネットをかける作業中、荷台上から地上に墜落。

く荷主事業場内で有効な荷役安全設備(移動式プラットホーム)>



<トラック運転者数(50歳以上の割合)の推移>

.000.000

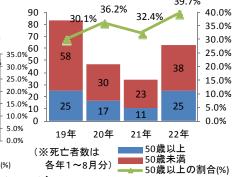
600,000

400,000

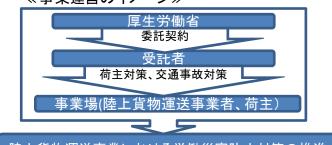
200,000

荷台から落ちな いように足場と手 すりを設ける。

<トラック運転者の交通労働災害による死亡者数の推移>



≪事業運営のイメージ≫



陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

有効性【期待される効果】

- □荷主と運送事業者が協働した災害防止活動の推進→荷主先における事故の減少 (荷主にとっても、自社の倉庫等で労働災害が発生すればその生産活動に損害を被ることから、 災害防止のモチベーションはある。)
- □運送事業者の交通事故の減少

林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業

必要性【なぜ】

- □ 林業は、災害発生率が他の産業と比べて極めて高い
- □ 特に死亡災害については、平成22年は前年比16名 の大幅増加
- □ 最近は、他業種から林業に新たに参入した者による 災害が目立つ

緊急性【いま】

- □ 林野庁が策定した「森林林業再生プラン」の推進などによる林業雇用の拡大、東日本大震災の影響や(被災地を除く)公共工事の削減等から、<u>林業に新規に参入する労働者は更に増加</u>することが考えられる。
- □ このため、林業における死亡災害の増加が懸念される。

事業概要

- □ 林業に新規に参入し、間伐等の作業に従事する労働者 に対する安全衛生教育の支援
- □ 作業計画作成に対する安全衛生の専門家による支援等

②事業運営のイメージ≫ 厚生 労働 学託 表 支援等 株業に 新規参入 する労働者

林業に新規参入 する労働者に係る 労働災害防止 対策の推進

有効性【期待される効果】

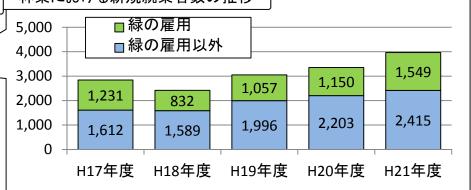
□ 林業における労働災害の減少

林業における労働災害発生率



※ 林業における災害発生率は全産業平均の15倍

林業における新規就業者数の推移



背景と当面の課題

間伐作業の増加

・地球温暖化防止対策の観点 から間伐作業は大幅に増加

雇用・経済情勢の変化

- ・一部の<u>建設業者等による林</u> 業への新規参入
- ・<u>新規就業者の増加</u>(平成21 年度は平成18年度と比較し て約64%の増加)

死亡災害が多発している<u>伐木作業に経験</u> の浅い労働者が従事



死亡災害をはじめと する労働災害の増加

自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備

背 景

- ・ 自動車運転者については、依然として長時間労働の実態にあり、他業種の労働者と著しい差が生じている。
- ・ 労働基準法や、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反は高水準で推移している。
- ・ 平成22年度の脳・心臓疾患の支給決定件数において、道路貨物運送業及び道路旅客運送業が全産業中で上位1位、2位を、自動車運転者は全職種中で1位を占めている。

事業概要

- ○自動車運転者時間管理等指導員の設置 労働基準法や、改善基準告示等に基づく労務管理に詳しい者及びトラック、バス、タク シーの産業事情、労働問題に詳しい者を「自動車運転者時間管理等指導員」として選任
- シーの産業事情、労働問題に詳しい者を「目動車運転者時間管理等指導員」とし し、各事業場に個別訪問し、指導・助言を行う。
- 〇トラック運転者労働条件改善事業(仮称)
 - 荷主から荷の運送を直接依頼され、かつ他の運送業者を下請けとして利用している運送業者を利用している荷主を含めた協議会を設置させ、自動車運行管理アドバイザー(仮称)による個別指導等を実施する。
- 〇運輸事業への新規参入者に対する啓発・指導
 - 新規許可事業者を対象として行う講習において、労働基準法、労働安全衛生法、改善基準告示等に基づく労務管理の基礎を教示し、適正な労務管理が行えるように指導

医療労働者の勤務環境改善事業

66,018(0)千円

背景

- 看護師等は、夜勤を含む交代制などにより、厳しい勤務環境に置かれている者も多い。
 - →「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)に掲げた戦略の実現には「雇用の質」の向上が喫緊の課題。

看護師等の「雇用の質」の向上に関する省内PT

- 平成22年11月、厚生労働大臣の指示を受け、厚生部局と労働部局の関係局長及び課長をメンバーとした省内プロジェクトチームを設置。
- 主な検討事項は、労働時間管理の適正化等看護師等の勤務環境や雇用管理の改善に関すること。
- 〇 平成23年6月、検討結果を取りまとめて報告書として公表。

看護師等の勤務環境等の現状・課題及び対処方針

- 看護師長等の経験に依存した労働時間管理、育児等との両立の困難さを要因とする離職の増加、 質と量の両面における人材確保などの課題の解決に向けて、厚生部局と労働部局が共同で対処する。
- 労働基準行政においては、看護師等の経験に依存した労働時間管理の改善を中心とした看護師等の 勤務環境の改善に取り組む。
- 医師をはじめ医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた課題と対応に関する幅広い知見の収集・ 分析に努める。

○医療労働専門のコンサルタントによる相談・支援の実施 <概要等>

- ・ 一部の都道府県労働局に、医療分野に特化した医療労働 専門のコンサルタントを配置する。
- 医療機関等における労務管理の改善についての相談に応じ、 必要な支援を行う。

○全国会議の開催

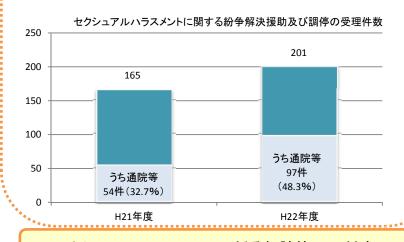
- <概要等>
- ・ 相談支援によりコンサルタントが収集した先進的な取組や 、好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用する。

○諸外国における医療従事者の適正な労働条件等に関する調査・研究〈概要等〉

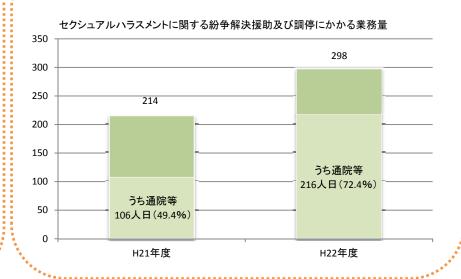
・ EUを中心とした先進諸国における 医療従事者の適正な労働条件につい て文献調査等を実施し、その結果を とりまとめるとともに、今後必要な 施策の在り方について研究する。

職場におけるセクシュアルハラスメントに関する対策の推進について (雇用均等指導員(セクハラ担当)(現:セクシュアルハラスメント対策指導員)の拡充)

- 事業所が集中する大規模局において、セクシュアル ハラスメントに関する紛争解決援助や調停は増加
- 中でも、セクシュアルハラスメント被害への事業主の事後 対応が適切に行われない等により、通院している、もしくは、 それに相当する精神状態と思われる事案が増加



○ 事案の複雑・困難化に伴って、処理にかかる業務量も増加



セクシュアルハラスメントに係る相談等への対応

相談者の状態等に留意しつつ、相談内容について正確に把握し、迅速な問題の解決を図るとともに個々の事業所の雇用管理の 実態に合わせた実効性あるセクシュアルハラスメント対策の策定・運用を支援するため、専門的な知識を有するセクシュアルハラス メント対策指導員を活用している。

<セクシュアルハラスメント対策指導員委嘱者の保有する主な資格> ※平成23年度委嘱者の状況 産業カウンセラー30.3% 臨床心理士15.8% 社会保険労務士25.0% 医師・看護師等3.9%

大規模局において、通院している、もしくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談が増加していることから、雇用均等指導員(セクハラ担当)(現:セクシュアルハラスメント対策指導員)の体制を強化することにより、これらの事案に適切に対処し、問題の早期解決を図る。

短時間労働者均等・均衡待遇推進事業

背 景

- ○新成長戦略(H22.6.18閣議決定)
 - ・「ディーセント・ワーク」の実現に向けて「同一価値労働同一賃金」の実現に向けた均等・均衡待遇の推進に取り組む 【工程表】2013年度までの実施事項「パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者の<u>均衡待遇の確保</u>と正社員転換の推進」
- ○社会保障制度改革の方向性と具体策(就労促進チーム報告)
 - ・「ディーセント・ワーク」の実現における非正規労働者対策 「非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けて、公正な待遇の確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定」
- ○パートタイム労働法可決時の参議院厚生労働委員会付帯決議
 - ・「先進的な雇用管理事例、職務分析の手法や比較を行うための指標(モノサシ)の情報収集、事業主による情報提供等の取組支援」



- ※ 職務分析・職務評価の導入を推進し、待遇の決定に活用していくことが効果的
- ※ パートタイム労働者の納得性向上にもつながる

【課題】職務分析・職務評価等の実施を支援するための労働局のノウハウ、経験が不足

職務評価等実施支援事業(委託事業・新規)

パートタイム労働法の見直しに先行し、企業での職務分析・職務評価の実施を支援するため、「雇用均等コンサルタント(均衡 担当)(仮称)」を新たに配置し、支援体制を拡充するとともに、以下の取組により労働局の相談・情報提供機能を高める。

①企業の具体的事例の収集、課題の検討及びガイドラインの作成

企業へのヒアリング、コンサルティングにより、 職務分析・職務評価実施のための課題について具体 的事例を収集・分析し、具体的な解決手法を検討す るとともに、職務分析・職務評価の実施に関するガ イドラインを作成

②職務分析・職務評価実施支援のための 「簡易コンサルティングマニュアル」の作成

「雇用均等コンサルタント(均衡担当) (仮称)」等が、企業に対して職務分析・ 職務評価の実施を支援するために行う簡易 的なコンサルティングやノウハウを提供す るためのマニュアルを作成

③企業の人事労務担当者等への 研修の実施

マニュアルや具体的事例により、実際に職務分析・職務評価 に取り組むための研修を実施

④収集した企業の取組の好事例、課題解決手法やパートタイム労働者活躍度診断サイト、職務分析簡易チェックリスト等を作成し、 Webサイトで情報提供

短時間労働者均衡待遇啓発事業(拡充)・短時間労働者健康管理啓発指導事業(拡充)

- ・「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング、ノウハウの提供、相談支援
- ・「均衡待遇・正社員化推進奨励金」をツールとした健康管理制度の普及・パートタイム労働者等の健康確保の推進

平成24年度 母性健康管理関係事業の再編について

妊娠中・出産後も働き続ける女性の増加、少子化の一層の進行→男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理の措置の適切な実施が重要

【委託事業】働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業 《事業内容》

- ①専門家による検討委員会の運営
- ②母性健康管理に関する調査及び専門的な検討の実施
- ③②の結果を踏まえた広く一般的な周知・啓発の実施
- ④事業主等に向けた母性健康管理専用サイトの運営
- 《予算額》28.978千円
- 《実施主体》一般競争入札(総合評価落札方式)により決定

【委託事業】母性健康管理研修等事業

《事業内容》

産業保健スタッフ等に対する母性健康管理研修の実施 《予算額》12,792千円

《実施主体》一般競争入札(最低価格落札方式)により決定

母性健康管理に関し、一般的な情報提供の基盤は一定程度整備がされたものの制度の活用は十分ではない。

働いている現場に即したより具体的なきめ細かく効果的な周知広報を進める

【委託事業】 母性健康管理推進支援事業(仮称)

《事業内容》

母性への影響が大きいと思われる労働者グループを選定

- ①専門家による検討委員会の運営
- ② 母性健康管理に関する調査及び専門的な検討の実施:ヒアリング等による実態調査 等
- ③ 女性労働者及び事業主等を対象とした周知・啓発:・②の結果を踏まえた好事例を含む具体的な 広報資料の作成・配布

業種別使用者団体を通じた普及 等

(年次計画例)1年目 重量物運搬作業等が行われる業種(対象:運輸業、介護施設等)

2年目 長時間の立ち作業等が行われる業種(対象:小売業、生産ライン等)

3年目 有害物取扱い作業等が行われる業種(対象:歯科技工士、理美容業等)

④ 母性健康管理専用サイトの運営: PCサイト&携帯サイトによる制度の周知

メール相談の実施

<u>妊産婦向け雑誌等との連携</u> 等 (<u>アンダーライン</u>は新規実施予定)

《H24要求額》35,598千円

《実施主体》一般競争入札(総合評価落札方式)により決定

廃

止